

令和8年第2回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和8年 6月 2日  
 本日の会議 令和8年 6月 5日  
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

|             |            |           |
|-------------|------------|-----------|
| 1番 下町純子議員   | 2番 堀真議員    | 4番 岡田義晴議員 |
| 5番 八木亮三議員   | 6番 松林敏議員   | 7番 西田健議員  |
| 8番 浦川圭一議員   | 10番 安部都議員  | 11番 金子恵議員 |
| 12番 山口憲一郎議員 | 13番 堤理志議員  | 14番 竹中悟議員 |
| 15番 西岡克之議員  | 16番 安藤克彦議員 |           |

職務のため出席した者

|         |        |       |        |
|---------|--------|-------|--------|
| 議会事務局 長 | 荒木秀一君  | 議事課 長 | 山口聡一郎君 |
| 係 長     | 早稲田由香君 | 主 査   | 村田潤哉君  |

説明のため出席した者

|         |        |           |       |
|---------|--------|-----------|-------|
| 町 長     | 吉田慎一君  | 副 町 長     | 荒木重臣君 |
| 教 育 長   | 金崎良一君  | 総 務 部 長   | 青田浩二君 |
| 企画財政部長  | 村田ゆかり君 | 建設産業部長    | 山崎禎三君 |
| 住民福祉部長  | 宮司裕子君  | 健康保険部長    | 細田愛二君 |
| 水道局長    | 渡部守史君  | 会計管理者     | 永野英明君 |
| 教育次長    | 荒木隆君   | 企画財政部理事   | 中村元則君 |
| 住民福祉部理事 | 川内佳代子君 | 教育委員会理事   | 大島尚之君 |
| 総務課 長   | 大山康彦君  | 情報政策課 長   | 木須紀彦君 |
| 契約管財課 長 | 山口亮君   | 地域安全課 長   | 金子寛之君 |
| 政策企画課 長 | 石川俊介君  | 財政課 長     | 北野靖之君 |
| 税 務 課 長 | 福本美也子君 | 土木管理課 長   | 藤崎隆行君 |
| 産業振興課 長 | 永石大祐君  | こども政策課 長  | 村田佳美君 |
| 住民環境課 長 | 山本公司君  | 健康保険課 長   | 森本陽子君 |
| 介護保険課 長 | 中尾盛雄君  | 教育総務課 長   | 久原和彦君 |
| 生涯学習課 長 | 峰修子君   | 農業委員会事務局長 | 荒木啓二君 |

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時35分

令和8年第2回長与町議会定例会  
議事日程（第4号）

令和8年6月5日（金）  
午前9時30分 開議

| 日程 | 議案番号 | 件 名                                      | 備考         |
|----|------|------------------------------------------|------------|
| 1  | 37   | 長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて       |            |
| 2  | 38   | 長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて   |            |
| 3  | 39   | 長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて |            |
| 4  | 40   | 財産の取得について                                |            |
| 5  | 41   | 財産の取得について                                |            |
| 6  | 42   | 長与第二中学校体育館改修工事請負契約の締結について                |            |
| 7  | 43   | 都市計画道路西高田線法面補修工事請負契約の締結について              |            |
| 8  | 44   | 岩淵堰施設整備工事請負契約の締結について                     |            |
| 9  | 45   | 長与町新図書館等複合施設建設工事（建築）請負契約の変更について          |            |
| 10 | 46   | 長与町新図書館等複合施設建設工事（電気）請負契約の変更について          |            |
| 11 | 47   | 令和8年度長与町一般会計補正予算（第2号）                    | ※総務<br>※産業 |
| 12 | 48   | 長与町農業委員会委員の任命について                        |            |
| 13 | 49   | 長与町農業委員会委員の任命について                        |            |
| 14 | 50   | 長与町農業委員会委員の任命について                        |            |
| 15 | 51   | 長与町農業委員会委員の任命について                        |            |
| 16 | 52   | 長与町農業委員会委員の任命について                        |            |
| 17 | 53   | 長与町農業委員会委員の任命について                        |            |
| 18 | 54   | 長与町農業委員会委員の任命について                        |            |
| 19 | 55   | 長与町農業委員会委員の任命について                        |            |
| 20 | 56   | 長与町農業委員会委員の任命について                        |            |
| 21 | 57   | 長与町農業委員会委員の任命について                        |            |
| 22 | 58   | 長与町農業委員会委員の任命について                        |            |



○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、議案第37号長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてから日程第3、議案第39号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてまでの3件を一括議題とします。

これから質疑を行います。まず議案第37号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

今度の一部改正につきましては、これ上位法に基づくものだと思っておりますけどね。63条において、要は固定資産の要はその税のこれ減免になるのかな。ちょっと私もよく分からないんですけど、この辺についてちょっと説明を頂けますか。

○議長（安藤克彦議員）

福本税務課長。

○税務課長（福本美也子君）

63条につきましては、固定資産税の免税点の引き上げの改正でございます。こちらにつきましては、課税標準額がこの額に満たない場合に課税がされないというものになりまして、影響額としましては約100万円程度というふうに、100万円程度の減収というふうに考えております。他に質疑はありませんか。

○議長（安藤克彦議員）

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

私も同じくこの63条関係なんですけれども、ちょっと確認ですが、令和8年までは家屋が20万円を、令和9年からは家屋を30万円、それから償却資産150万円が令和9年度から180万円に変わるということで私も影響額を聞いたかったんですが、今のご答弁ですと100万円ほどの町の減収に見込まれるというふうなご答弁でありましたが、まず先ほど言いました家屋20万円から30万円、償却資産150万円から180万円に変わる、これが令和9年度からというところの私ちょっとそういうふうな理解をしたんですが、そこで間違いないかをちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

税務課長。

○税務課長（福本美也子君）

おっしゃるとおり令和9年度からの改正になっております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ということで分かりましたが、そうした場合に土地建物の価値を評価する固定資産税の評価額ってというのは、原則として都市計画税の計算のベースにもなるというふうに理解をしているんですが、そうなりますと都市計画税にも何らかの影響が生じるのか、それともその生じることはないのか、それから今回の措置によって非課税になる納税者が町内でどの程度見込まれるのか、もし分かればお聞かせいただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

税務課長。

○税務課長（福本美也子君）

今回の免税点の改正によりまして、都市計画税も併せて改正になるというふうに考えております。町内でどれくらいの件数、対象になるのかというところでございますけれども、大体ですね、全体としまして約１００件程度の方が非課税になるのではないかなというふうな見込みをいたしております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第３８号について質疑はありませんか。

８番、浦川議員。

○８番（浦川圭一議員）

３８号のうち専決処分書の一番下の方に改修特別特定建築物というのが出てきますけれども、これについて一定国の補助を受けて一定のバリアフリー改修工事等を行った場合とかそういう条件を満たせば、一定の都市計画税の減額がされますという趣旨の改正かなというふうに思っておるんですが、どうも調べましたところですね、固定資産税および都市計画税が、ということで出てきたんですけども、この固定資産税も併せてその減額に対象になるのかどうかですね、お願いします。

○議長（安藤克彦議員）

税務課長。

○税務課長（福本美也子君）

この件につきましては、固定資産税につきましても対象となっております。それにつきましては税条例の方の附則の第１０条の３の方でうたわれておりますので、併せての減額という形になります。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第３９号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第37号から議案第39号までの3件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第37号から議案第39号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第37号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第37号長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第38号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第38号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第39号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

13番、堤議員。

#### ○13番（堤理志議員）

議案第39号について反対の立場から討論を行います。この条例改正議案には子ども子育て支援の関連のものがございます。子ども子育て支援の重要性については認識をしており、18歳未満の均等割全額免除をするというこの措置には合理性があるというふうに考えます。しかし、本制度で負担を強いられることになるのが18歳以上の扶養者を持つ親の世帯、とりわけ低所得者向けの軽減措置を受けられず、同時に高所得者のように上限額で守られない中間所得層の自営業の世帯の問題でございます。今回のみならず今後3年間にわたり段階的に負担増を求める仕組みとなっております。18歳以上の多くは大学あるいは専門学校等の高等教育機関へ進学し、家庭における教育費

負担はむしろこうした世帯こそピークを迎える実情がございます。特に本町など地方においては県外進学に伴う家賃や生活費の仕送りという重い固定費が発生し、経済的に厳しい状況におかれるケースも少なくございません。本改正は、こうした生活実態への負担、さらに３年間にわたる段階的な負担増を伴うものであり、１８歳以上の扶養者を養育する世帯への配慮が不十分と言わざるを得ません。専決処分の承認議案ではございますが、こうした問題点を抱えた議案であるということを議会で指摘する必要があると、こうした判断から本案に反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありますか。

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第３、議案第３９号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第４、議案第４０号財産の取得についてから日程第１０、議案第４６号長与町新図書館等複合施設建設工事（電気）請負契約の変更についてまでの７件を一括議題とします。

これから質疑を行います。まず、議案第４０号について質疑を行います。

質疑はありますか。

８番、浦川議員。

○８番（浦川圭一議員）

今回のこの契約についてですが、特段難しいことじゃないんですが、昨日よりですね、長期継続契約のいろいろこう質問とかさせていただいたんですが、今回この小型動力ポンプ積載車ということで消防自動車ということなのかなと思ってのんですが、条件的には機械および、これこそ機械および装置なのかなと思うんですけども、こういった場合にその長期継続契約の検討とかそういったものも一切やらないのかどうかですね。そこをやってるのであれば、やった結果この買い取りの方が有利だったんだというような、そこら辺のちょっともし事情があれば教えていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

金子地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

今回ですね、購入をいたします小型動力ポンプ積載車につきましては、車両をまず購入をするという内容になっておりまして、ポンプにつきましては、既存の今、分団で所

有しております小型ポンプを納車の後に積載するという流れになっておりますので、契約の中にこの小型ポンプの費用は入っていない状況でございます。従いまして、リースの検討は行っていない状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第41号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第42号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第43号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

このですね、都市計画道路西高田線、これにつきましては、榎の鼻土地区画整理事業が成功したことによって、これが完成をしたと私は思ってるんですけど、この道路については非常に道路のクラック、要はこの今回する分だけでなくいろんなところにクラックができてるんですね、ひび割れですね。これで今回はこの防護壁を造った所だけが、要はこの対象になってるんですけどね。この後、この他のことについては、全然検討しないのか。それと同時に、この契約について最低制限価格、それから予定価格、それから業者の何社あってどういう会社がいるのか、この2点についてお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

藤崎土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

今回の契約におきましては、仮設防護柵をしておりますけれども、そこの部分の工事範囲ということになっております。ここの工事範囲につきましては、今回は特にクラックであったり、ずれですね、その変状が強く出ている場所それと相当高さがある場所というところですね。こちらの場所を今回工事することにしております。防護柵から長与役場側ですね。手前の方にもクラックが入っているっていう状況はこちらも把握をしておりますので、何らかの対策が必要であるという認識はございます。今のところ何が最適な対策っていうところが必要かっていうところを検討しているという状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

山口契約管財課長。

○契約管財課長（山口亮君）

当該工事のまず予定価格でございますが、1億9,859万7,000円となっております。また、最低制限価格でございますが、1億8,119万3,100円となっております。いずれも税込みとなっております。また、本入札の指名業者数と町内業者数でございますが、指名業者数は15社、そのうち5社が町内業者となっております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

入札については理解しました。あと先ほど申し上げた要は今回の工事の部分だけというのが非常に私は引かかるんですよ。私はよく西田原の方から図書館の方、ここも右側はもうものすごく今、草が生えてますね。そして、これは町有地なのに全然整備していない。それから要は高田駅の方に向かってですね、私はいつも行くウォーキングをするんですけど、やはりこの今の修理をした防護柵の手前50メートルぐらいは、かなり危険度があると思ってるんですよ。だからこの今日の議論と関係ないということは私はないと思うんですね。そこまで含めた中で本来であれば、やるべきだったんじゃないかなとそういうふうに思ってるんです。その辺の今後の予定を少しお話をもう少し詳しくしていただきたい。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

西高田線ですね、基本的には同じ地質が、地質はおおむね同じということは把握をしております。ただその場所によってやっぱり変状の出方っていうのは変わってきていると思っております。今回工事する場所が特に変状がひどいということで、まずはそこを対策をさせていただくと。その手前の方も亀裂が入っているという状況は、こちらも把握をしてるんですけども、現在のところ多額の工事費っていうのがかかりますので予算の関係もございますので、何らかの対策は必要ということは思ってるんですけども、いつできるかっていうところについては今の時点では明言っていうことのところはちょっと難しいのかなと思っておりますが、緊急的に対応はしないといけないということは思っております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中委員。

○14番（竹中悟議員）

まあ私の一般質問でも町長は財政は裕福だということをおっしゃってるわけだから、なるべく早くしていただきたいと、そういうことを確認をしておきます。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

できるだけ早く対策できるように検討をしてみたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

6 番、松林議員。

○6 番（松林敏議員）

前回の工事の方法と具体的にどういうふうな違うのがあるのかっていうのを少し教えていただきたいというのと、あと上の方に家がありますよね。その辺の家への影響があるのかどうか、住民の方への説明が行われているかどうかを教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

当初ですね、今現状では、吹き付けのみをしているという状況でございます。クラックができて原因としましては、物質の中に膨潤性粘土鉱物というものがございまして、これが水を吸うと体積が大きくなるような鉱物が混ざっていたと。それと石灰が結晶として現れてきて割れ目を押し広げると、こういうような原因で今回盤膨れというような状況でクラックが起きたり、ずれができていますということでございまして、工法の検討をした結果ですね、この岩盤の膨張を抑制、それとのり面の崩壊の防止、もうこれを検討した結果ですね、今回アンカーを使って、のり面を押さえるという工法を選択しております。まず既存の吹き付けを撤去をしまして、アンカーと受圧板と呼ばれる 2 メートル四方のプレート、これを用いましてのり面を押さえて岩盤の膨張を抑制し、のり面崩壊を防止するという工法を行うようにしております。あと近隣への影響はご説明をしておるんですけれども、その影響がないような工法を用いて工事を行いたいというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

8 番、浦川議員。

○8 番（浦川圭一議員）

まずですね、この図面の位置で位置図と平面図が示されていると思いますが、この平面図で示されている工事箇所が位置図でこの丸の囲んだ中の中ですね。この平面図を見ると道下に施工するようになってるんですが、こちら位置図で見たときは、この道下の方に施工をされるという理解でよろしいのかですね。そこの位置の確認と、あと 8 センチのモルタル吹き付けとアンカー 6 3 本で押さえるということになっているようであるんですが、もともとの、もともとの吹き付けの厚さがいくらだったのかっていうことと。このアンカーで押さえたときにこの 1 8 番の大きさ、構造っていいですか、大きさをちょっとそこを教えてくださいたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

まず位置の問題ですけれども、ちょっと見づらいかとは思いますが、この位置図と平面図でちょっと北と南が逆になっているという関係がございまして、もう道下ということではございませんで、のり面ということになっております。それと、もともとのモルタルの厚さは8センチ、今回も8センチでございます。受圧板が2メートル四方の大きさになります。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

道下というのはちょっと勘違いされ、私が言い間違えかもしれませんが、道の下じゃなくて、この図面を見る限りですね、平面図は道路があつてその下を施工するようになってますよね、下側を。道路の下側を、平面図で見たときですよ。この位置図を見ましたときに、この道路が走って中のこの下になるのか上になるのかちゅうのをちょっとお聞きをしたところなんですけど、そこは改めて答えていただくんですけども、いただいて結構ですけど、この8センチの今まで吹き付けをされとって、それでこういういろいろ影響が出てきたわけですよ。先ほど言われたように、中にある土質が例えば水を含めば膨らむような土質であつて、それで今回やり直すということですね、ちょっと疑問に思うのが、8センチでやって影響が出ていたもんをですね、8センチで復旧してまた影響が出るんじゃないかなと。それでこのアンカーをですね、アンカーで引っ張るちゅうことで、恐らく今聞いてちょっと2メートルの結構大きな受圧板を据えて、そことそれで持たしてアンカーで引っ張るというようなことだと思ふんですが、そうしたときに隙間がやっぱり隙間っていうか、8センチ部分の吹付部分の長い部分が結構こう出てくるんじゃないかなと思つて。原因が滑りとか何か全体的な動きであればそういうもので留まるのかもしれないんですが、その土質によってですね、そのぼこぼこ、こう押し出してくるんだというものであるならば、どうですか、私はのり枠とかで全体的に押さえれば留まるのかなと思つたんですけども、やっぱり8センチだけがむき出しになっている所は今までどおりまたぐつと押されて膨らんだりとか割れたりとか出てくるんじゃないかという心配をするんですが、そこら辺は大丈夫ですかね。その図面の件もちょっと改めて教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

山崎建設産業部長。

○建設産業部長（山崎禎三君）

まず、図面の件からですね。先ほど課長から申し上げましたけど、まず付けてる位置図ですね。位置図は北が上になっております。次に付けております平面図ですね。そち

らについては右上に方向を入れてるんですけど、斜め下が北になっておりまして、方向を合わせるならぐりって回してもらってってということで、場所としましては、こちら側が新設区間、パチンコ屋の前の交差点から役場の方を見て左側ののり面になります。議員もおっしゃいました吹き付けにつきましては、吹き付け自体はもともと岩盤が新鮮なので基準どおりの角度で切り取ってと、その表面を保護する。それぐらいのそういう機能そういうところを持たせておりますので、今回こういう変状が出てきたっていうのは、背面の岩盤の状況が今申し上げたように若干変わったからということで、押されてひびが入って持ち上がり盤ぶくれ等が起こったというふうなことで、今回検討する中でのり枠も考えたんですが、膨張がまだいつ収まるかっていうふうなところもございますので、機能的には重圧バンドアンカーで押さえて、残りは今までと一緒の表面を吹き付けでということで考えておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

工事の趣旨は大体分かりました。先ほどの図面ですけど、私この位置を確認、確かに役場方面に向かって左側の斜面じゃなかったかなあとということで位置図で確認をしようたんですよ。どうもこの平面図を見たらこう下に出てくるんですね。どこかなあと思って、この意図的に何かこんなされたんですかね。何か普通は北を上に書きますよね、位置図みたいにですね。珍しいなと思って、理解するのに私1時間ぐらいかかったんですよ。単純に何かこう意図もなんもなかったということであればそこを答えていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

建設産業部長。

○建設産業部長（山崎禎三君）

こちらは発注の図書に説明資料として、こういった形で整備をしたものでございまして、通常、平面図自体は常に北側を上側に表示するだけのものではないというふうに私どもそういうふうに来ていておりますので、1枚の図面でなるだけ把握がしやすいような形で配置をしております。ただ、そういった中で北が上じゃなくて下の方に向くっていうふうなことではございまして、そちらについてはですね、ちょっと今後これを変えるかというようなことについては、その辺までは考えておりませんので、今回のこの図面については若干見にくいところもあったかと思いますが、ご了解頂ければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第44号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

堰というのは、当然水を流して水流や水量調節するものというのは存じてますが、詳しくは存じ上げないもので、この機会にちょっと伺いたいんですが。というのも、この参考の図面でいくと油圧シリンダーのようなものを4カ所替えて、あとは機械等ですね。更新するだけで結構な金額はかかっているように素人としては感じるものですから、当然これだけの工事が必要という説明責任も町民に対して一定ありますもので、ちょっと伺いたいんですが、まずこの岩淵堰なんですけど、どういうときにこの堰を倒しているのか。当然、雨などで川の水が増水して流すためかなと思うんですが、まずこの堰の役割とその堰を倒すときの基準といいましょうか、水量がどの程度になったとか、もしくは、雨量が1時間何ミリ以上とかになったら倒すという基準等があるのか。この堰の役割をまず伺います。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

この堰につきましては、農業用の水利を確保するための堰ということで、長与斉藤郷の長与北小学校周辺ですね、あの辺りにある農地への取水を目的として堰が設置されております。この堰のこういったときに倒れるかということですが、当然、大雨時に雨量が増大したときに倒れることにはなっておるんですが、具体的な設定雨量とかいうものにつきましては、この下流部にありますので、実際に流れてきた水量ですね。水量を感知して倒れるという仕組みになっております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。ちょっと私が勘違いしていたのは、農業用水ということですね、のための調整ということで理解いたしました。そうすると1点だけ伺いたいんですが、今回この参考図面の工事概要に機能保全計画に基づき部品の更新により機能回復を図るとあるんですが、ということは、今現状この機能的に何か不具合が起きているのか、もしくはこの機能保全計画というのがどのようなものか存じ上げませんが、もう一定の何年ごとというような決まりがあるのか、それとも定期的にいわゆる点検をしてまだ動いてるけれども、もうそろそろ早めにかというか、更新が必要だという判断で今回したのか、ちょっと今回の工事のタイミングといいましょうか、その理由を伺います。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

機能保全計画につきましては、令和6年度に策定をしております。町内の農業用施設につきましては、経過年数を考慮しながら点検等を行い不具合が起きそうとか若干起きているとかいうものに対しまして、国庫補助を活用してこの機能保全計画を策定して、対策が必要という判断になれば工事の方の補助を要望して工事に取りかかっていくというような流れでございます。今回の岩淵堰につきましては、健全度というのを判断した上で、放置しておくとか機能に支障が出る状態で劣化対策が必要な状態という判断が出ている部分につきまして対策工事を実施するというものでございます。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第45号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

それでは45号について質問をさせていただきます。まず、3,773万2,000円の変更契約の提案ということで理解をしているんですが、行うこの事業というのは、この図面で示しておられる、図面でいろいろこう書いておられるんですが、こういうのを併せてこの金額になるのかなという理解をしてるんですけども、この中で大きい順から3つぐらいですね、3つ、どれくらいの金額であるのかを示していただきたいということと、こういうことをやるというのは図面見れば分かるんですが、やらなければならなかった理由とかが全くちょっと分からないもんですから、そこを改めてですね、まず、この休憩スペースの整備のというのがありますけども、これを整備をしなければならなかった理由と、あとここはかなり日当たりが良いところだと思うんですが、これ一応ここに決定した理由などがあれば示していただきたいと思います。それとですね、右の方にあります構造木の開口部補強および書架土台木材の追加というのがありますが、これはどういう理由でこういう変更しなければならなかったのかっていうのをお示し願いたいと思います。それとこのタラップの延長追加についてもちょっと理由がちょっとよく分からないもんですから、教えていただきたいと思います。あと最後にこの軒天への町産材活用ということで、軒天は町産材に変更して施工するというようなことだと思うんですが、その今になって突然この長与町産材っちゃうことで出てきたのがですね、どういう理由があったのかですね。そこら辺を教えていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

石川政策企画課長。

○政策企画課長（石川俊介君）

まず、今回の工事につきまして、金額の大きいものから順に3つというところがございます。議案添付しております参照図面で言いますところの右手真ん中にございます、

まず構造木、開口部補強および書架土台木材の追加というものが、一番金額が大きくなっております、約1,280万円。次に、図面下ほどにあります目隠しフェンス等の変更、蓄電池基礎の追加という部分が約630万円、最後に一番上にございます休憩スペースの整備、こちらが約470万円というふうになってございます。続きまして、休憩スペースの施工の理由でございますが、こちらに関しましては、まず、利用者の利便性向上であったりというところで工事をさせていただきますが、工事内容といたしましては、東屋とベンチの設置および飲料の自動販売機の配置見直しによりまして屋外休憩スペースの整備を行わせていただきたいと思います。将来的にはバスの乗り入れ等々も検討を重ねているところでございまして、そこも含めたところで利用者の方がちょっと休めるようなスペースをつくるという意味で、こちらの整備をさせていただきます。構造木の工事の理由ですが、構造木につきましては、書架のレイアウト変更等に伴いまして床下の配線など開口部および書架土台の補強であるとか納まりの調整を行う必要がございますので、こちらの工事をさせていただこうと考えております。書架のレイアウト変更につきましては、新たにテーマ別配架を取り入れる方向で見直したことであったり、滞在性の向上を図るための書架や座席の配置の見直し、また1階から階段を上った際、利用者の方が上がった際に図書館全体を見渡せるような見通しの確保であったり、カウンターからの同様に見通しの確保であったりという面を含めて書架間の通路位置等を調整することによるレイアウト変更を行うというのが1点と、情報通信設備の変更というのを考えておりまして、その中で無線LANのアクセスポイントであったり、LGWAN回線、マイナンバー系回線を増量することに伴いまして、開口部の追加などを行うものでございます。タラップの追加延長についてでございますが、こちらにつきましては点検用のタラップの延長と追加を行うものでございます。屋上を上のタラップに2階バルコニーのみから上れる仕様になっておりましたが、1階からも上れるような長さに延長をしているというのが1点。あと東棟から西棟に上るための段差のタラップがなかったというところで、壁に据え付けのトラップを追加するという工事を予定しております。最後に軒天の町産材活用でございますが、まず、こちらの理由といたしましては、もともと県産材等で軒天のところは施工させていただこうと考えておったんですが、町産材を使った家具を作るというところで町産材の確保を行ってございましたが、そちらが想定以上に町産材が確保できたというところで、どこかに活用ができないかというところを検討しまして、こちらの軒天で景観面等も含めて施工をさせていただくというところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

大体理由は分かったんですが、一番この大きい構造木の開口部補強および書架土台木材の追加ということで、レイアウトの変更によって補強が必要になったんだというよう

な趣旨の説明だったかと思うんですが、そういうもんなんですかね。私は1段例えば2階のフロアならフロアが出来上がればどこに乗ってもある程度の強度が一定で保たれるものなのかなと、これ木造ゆえの話なんですかね。そういうことであればいったん固定して置いたときに次もう何十年か、よっぽどこことこのうちはちょっと強度を耐えますけど、こっちは駄目ですよとかっていうところで、しっかりそこを区分をしておかないと大変なんじゃないのかなあと今聞いって思ったんですが、補強書架土台木材の追加ということで、金額も1,200万円ということで、結構な金額が上がってますのですね。必要だったからやられるんでしょうけど、そんなに変わるもんなんですかね、床の強度っちゅうのは。それと最後の軒天の町産材の活用ということで、いろんな事情があって町産材が余ったからこれに変えたんだということでこれも変更に上がってるんですけども、この分の変わった金額っちゅうのは、もし分かれば示していただきたいと思います。以上、2点お願いします。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（石川俊介君）

まず、構造木の工事の件でございます。構造上ですが、面としてフローとしての耐荷重でいえば蔵書が15万冊まで耐えられるような仕様になっておりますので、十分な強度を持っておると思ってるんですが、一般家庭でもありますよね、例えば一般家庭でピアノを置くとときとかフロア全体は強度あるけど、そこを補強するっていう必要が出てくることがあると考えますが、同様に今回書架を置くっていうその点で考えたときの強度を補強する、安全性を確保するための変更工事をさせていただくように検討をしております。次に軒天の町産材の活用でございますが、こちらがおもいやり駐車場と検診用検診バス置場屋根にそこに町産材を活用したものを使わせていただこうと思っておりますが、こちらの金額が約30万円というところになってございます。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

今のちょっと同僚議員とのやり取りをお伺いしてちょっと私も気になったんですが、内部のレイアウト変更を考えたときに若干強度不足が生じるんじゃないかということで、さらに構造を構造木を補強等々を考えたということですが、単純に考えて図書館を設計する際に先々書架、当然重量がある書架と書物の重量はあるということは前提で、しかも将来的にそういった書架をレイアウトを時々に応じて変更するということが当然考えられると思うので、そういった変更されても、なお十分な何ていうかな、構造計算というのがされてるんじゃないかと思うんですが、それがなかったというのが逆にちょっと不思議だなと思って、当初からやっぱりそういったレイアウト変更にも耐え得る構

造計算というのがされるべきじゃなかったのかなと思うんですが、そのあたりは、いかがなんでしょうかね。

○議長（安藤克彦議員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

当初の設計の際も10万冊をあそこの2階に載っけるんだというところで構造計算もされておりまして、十分な乗せれることが可能な設計がなされていたわけなんですけれども、さっき課長の方も申しましたように面ではなく点で捉えた場合に面全体で考えると、10万冊は構造計算上はオーケーだったそうなんです。ところが場所場所で1点で捉えた場合にどうしてもやっぱり補強が必要じゃないかということが施工をしていく段階の中で生じてまいりまして、2階の全体的に結果的に当初に置こうとしてた所、変更して置こうとしてた所、2階のほとんどの所が補強が必要になってきたと、のちのちレイアウト等のことも考えまして、2階全体的な補強が必要になってきたというところで、この金額となつてまいったというところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第46号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となつています議案第40号から議案第46号までの7件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よつて、議案第40号から議案第46号までの7件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第40号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第40号財産の取得についてを採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第41号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第41号財産の取得についてを採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第42号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第42号長与第二中学校体育館改修工事請負契約の締結についてを採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第43号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第43号都市計画道路西高田線法面補修工事請負契約の締結についてを採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第44号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第44号岩淵堰施設整備工事請負契約の締結についてを採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第45号長与町新図書館等複合施設建設工事（建築）請負契約の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありません

か。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第46号長与町新図書館等複合施設建設工事（電気）請負契約の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第47号令和8年度長与町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

説明書17ページの14節工事請負費2,700万円、公園整備工事費、この場所を教えてくださいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

藤崎土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

こちらの場所につきましては、現在、高田南の区画整理事業が行われておりますけれども、そちらの仮設住宅がある場所でございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

高田南の区画整理区域内でこれを整備するということで理解をさせていただきます。

1点、あと1点聞きたいのは、この公園整備については、都市計画事業で整備をされるのか、都市計画事業、通常の公園整備ということで整備されるのか、いずれか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

こちらは都市計画事業ではございませんで、通常の公園の整備事業でございます。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第４７号は、総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会に分割付託します。お諮りします。ただ今各常任委員会に付託しました議案第４７号は会議規則第４６条第１項の規定によって、６月１０日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第４７号は、６月１０日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

各常任委員長は、審査の結果を６月１０日までに議長に報告願います。

日程第１２、議案第４８号長与町農業委員会委員の任命についてから日程第２４、議案第６０号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの１３件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

まず、議案第４８号から議案第５９号までを一括で質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第６０号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第４８号から議案第６０号までの１３件は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第４８号から議案第６０号までの１３件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第４８号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第１２、議案第４８号長与町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第４９号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第１３、議案第４９号長与町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第５０号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第１４、議案第５０号長与町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第５１号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第１５、議案第５１号長与町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第５２号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第１６、議案第５２号長与町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第５３号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第１７、議案第５３号長与町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第５４号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第１８、議案第５４号長与町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第５５号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第１９、議案第５５号長与町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第５６号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第２０、議案第５６号長与町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第５７号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第２１、議案第５７号長与町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第５８号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第２２、議案第５８号長与町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第５９号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第２３、議案第５９号長与町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これから議案第６０号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第２４、議案第６０号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日以降、委員会審査のため本会議を休会し、6月11日定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

(散会 10時35分)